

入院時食事療養費・入院時生活療養費

令和7年4月改定

入院時食事療養費とは

入院したときに1食の食事にかかる費用のうち一部を食事療養標準負担額(1食単位、1日3回まで)として被保険者の人に自己負担していただきます。

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の人は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費+調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)の一部を生活療養標準負担額として自己負担していただきます。

区分		生活療養標準負担額	
		食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
A	一般の方	510円	370円
	(例外) 指定難病患者等	300円	0円
B	低所得者 (住民税非課税)	過去1年間の入院 期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院 期間が90日超	190円
C	Bのうち、 所得が一定基準に満たない方	110円	370円